

申告前に書類の確認を！

- ◆申告相談を受けられる方は、次の書類を必ずご持参ください。(□欄を使って確認してください。)
- ◆税務署から確定申告書を送られた方はご持参ください。

持参するもの	
<p>■すべての方</p> <p>◆控除関係 (21年1月～12月に支払った金額が対象になります)</p> <p>□生命保険料控除証明書</p> <p>□国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、建設国保等の領収書</p> <p>□国民年金、農業者年金等の掛金領収書</p> <p>□医療費の領収書(通院交通費の領収書も)、補てん保険金等明細 ※医療費は必ず計算して来てください</p> <p>□障害者手帳(寝たきり等で手帳がない場合は福祉課から認定書の交付を受けてください)</p> <p>□地震保険料控除証明書(地震保険、火災保険(旧長期)、建物共済など)</p> <p>□火災、雪害、盗難等で損害を受けたときは損失額明細、補てん保険金等明細</p> <p>□特定寄附金の受領証</p> <p>◆その他</p> <p>□印鑑(シャチハタ不可)</p> <p>□預金口座番号(申告者本人名義、所得税還付の場合や口座振替の申込みに必要です)</p>	
<p>■事業所得の方</p> <p>◆営業等所得者・不動産所得者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入金と必要経費の帳簿や証明書など ・受取小作料は不動産所得になります <p>□収支内訳書 □売上帳、現金出納帳 □売掛帳、買掛帳</p> <p>□家事消費、事業用消費の整理帳 □仕入帳、棚卸帳 □経費帳(科目毎の整理⇒租税公課、荷造運賃、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、減価償却費等) □減価償却資産の購入契約書及び領収書 ※新規開業の方は事前にご相談ください</p>	
<p>◆農業所得者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計算ノート、農協の購買品明細と通帳、集落営農組合決算書類など <p>□収支内訳書 □販売金額がわかる書類(特に農協以外に販売した分の出荷証明書等) □家事消費(飯米、贈答米、自給野菜等) □米政策等の収入、支出のわかるもの</p> <p>□農作業受委託の受取(支払)先と金額</p> <p>□支払小作料、雇人費の支払先と金額 □肥料費、農薬費、諸材料費、修繕費等の領収書(特に農協以外から購入の分) □農機具等購入契約書と領収書 □農業共済掛金の領収書 □土地改良費・水利費の領収書 □その他収入、支出状況がわかるもの</p>	
<p>■給与所得の方</p> <p>□給与、報酬、賃金の源泉徴収票</p> <p>中途退職、出稼等で年末調整されていない場合、多くは申告により所得税(源泉徴収税額)が還付されます。支払先から必ず源泉徴収票を取り寄せてください</p> <p>□年間の稼働日数明細書</p> <p>短期間の日給等で源泉徴収票が交付されない場合(源泉徴収税額がない場合に限り)は、月別、仕事先別の給与明細書等を提示してください</p>	
<p>■年金等の所得の方</p> <p>□公的年金等の源泉徴収票</p> <p>公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給、企業年金等)については、源泉徴収票を提示してください</p> <p>□非課税年金の支払通知書</p> <p>非課税年金(障害年金、遺族年金、遺族恩給等)については、国民健康保険税等の軽減判定のために必要です。支払通知書を提示してください</p>	
<p>■譲渡所得の方</p> <p>土地、建物等の高額譲渡(5千万円以下の収用譲渡を除く)のある方は、税務署へ申告してください</p> <p>□譲渡した物件に係る売買契約書 □取得費用及び譲渡費用(仲介手数料、測量費など)の領収書 □収用の場合は買取り等の証明書 □交換の場合は契約書(または覚書)</p>	
<p>■その他</p> <p>◆一時所得(保険満期金等)・配当所得・退職所得がある方 → □支払調書等支払額がわかるもの</p> <p>◆雑所得(生命保険契約等に基づく年金、シルバー人材センター分配金等)がある方 → □支払調書等支払額がわかるもの</p> <p>◆山林所得(伐採したり、立木のままで譲渡したことによる所得)がある方 → □収入金額及び伐採・譲渡に要した費用がわかるもの</p>	

申告相談日程表

- ◆各会場の開館(受付開始)は午前8時です。これより早い時間は入館できません。
- ◆受付終了時刻は午後3時半です。
- ◆申告相談は、9:00(※)～12:00及び13:00～終了までです(阿仁地区の開始時間は下表によります)。
- ◆午前中の受付は人数制限があります。混み合うため、午後の受付をおすすめします。
- また、相談内容により受付順が前後する場合があります。
- ◆指定の日時、会場の変更を希望される方は必ず前日までに電話連絡をお願いします(電話62-1116)。

日	曜	鷹巣地区	申告会場	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/2	火			李岱 羽根山	合川環境改善センター
3	水			木戸石 増沢	
4	木	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横溝	七日市基幹センター	東根田 福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱	
5	金	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類 岩脇 吉野		羽立 西根田 芹沢 大内沢 三里 摩当	
8	月	上町 向黒沢 前野	綴子基幹センター	三木田 鎌沢 雪田 杉山田	四季美館
9	火	下町 大堤 昭和		桂瀬 下羽立 上羽立 惣内 桂坂 通り町	
10	水	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷		陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
12	金	前山 今泉	七座健康増進センター	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯	四季美館
15	月	小森 四渡 坊山 湯ノ岱		宮ノ下 新ノ又	
16	火	脇神 上野 藤株 小摩当	沢口林業センター	根森田 巻淵 堺田 細越 止 平里 羽根川 新屋布 小又	大阿仁出張所 ※9:45～
17	水	中屋敷 堂ヶ岱		比立内新町 比立内下町 幸屋渡	
18	木	黒沢 深関 相善町 羽立	坊沢公民館	打当 前山 中村 打当内 戸島内 棚木沢 小倉野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩ノ目沢 鳥坂	
19	金	大町 上町 街道町 新屋敷町		下新町 上新町 畑町東裏	山村開発センター ※9:15～
22	月	太田 摩当 田沢		畑町 荒瀬 荒瀬川 小沢	
23	火	あけぼの町 岩沢 大沢 李岱		萱草 伏影 根子 笑内	
24	水	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		新町 上岱 大町 横町 真木沢	阿仁地区で指定日に申告ができなかった方
25	木	川口 小ヶ田 佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢		小様 小淵 吉田 湯口内	
26	金	田中 新田中		道城 下杉	
3/1	月	南鷹巣 西陣場岱 高村岱 高森岱 石ノ巻岱	北秋田市交流センター	合川	合川庁舎
2	火	舟場 泉屋敷		上杉 上杉団地 桃栄 梅栄 金沢 金沢団地 弥栄	
3	水	南田中 住吉町 花園町		川井 松ヶ丘	
4	木	舟見町 新舟見町		合川地区で指定日に申告ができなかった方	
5	金	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱		大杉 裏町 学校通 御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢 寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂 根小屋 日栄	森吉庁舎
8	月	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向		鶴田 長野 松栄 米畑 中新田 大沢 山崎	
9	火	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町		伊勢の森 中道岱 長野岱 高校通 御狩屋	
10	水	材木町 伊勢町		向本城 川向 駅前 新丁	
11	木			七曲 松山町 新町 横町 大町 本丁	
12	金			森吉地区で指定日に申告ができなかった方	
14	日			合川地区、森吉地区、阿仁地区で指定日に申告ができなかった方	
15	月			合川地区、森吉地区、阿仁地区で指定日に申告ができなかった方	